

# 家電販売店の皆様へ



現在、川越市内で特定機械器具（エアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気便座）を一つの販売店において、いずれか5台以上陳列して販売する事業者の方は、上記6品目について、省エネ性能を5段階の「☆」の数で表示する「統一省エネラベル」の表示義務があります。

令和4年8月1日からは、この制度を改正し、特定機械器具に**ガス温水機器**、**石油温水機器**、**電気温水機器**の3品目を新たに加え、全部で9品目に対して統一省エネラベルの表示を義務付けます。

これに該当しない事業者の方は、統一省エネラベルの表示を行うよう努めてください。

## 令和4年8月1日～ 特定機械器具（統一省エネラベル表示義務対象製品 全9品目）



エアコン



照明器具



テレビ



電気冷蔵庫



電気冷凍庫



電気便座



ガス温水機器



石油温水機器



電気温水機器  
(エコキュート)

〔令和4年8月1日から追加〕

※中古品を除く。

## この制度の目的は？

家庭や事業所におけるエネルギー消費は著しく増加しています。市民や事業者の皆様に省エネ性能の高い製品を選んでいただくことで、省エネの推進を図ることを目的として実施しています。

## この制度の対象となる事業者（特定機械器具販売事業者）は？

一つの販売店において、上記の特定機械器具全9品目のうち、いずれか5台以上陳列して販売する事業者の方（「特定機械器具販売事業者」といいます。）が対象になります。

## 特定機械器具販売事業者の義務とは？

陳列して販売する特定機械器具9品目すべて（陳列台数5台以下の機器を含む。）について、統一省エネラベル（「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者行うエネルギー使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）」に定められた様式）の表示が義務付けられます。

## 統一省エネラベルとは？

省エネ法第161条では、家電製品等の小売事業者に対し、消費者への製品の省エネ性能等の情報を提供するよう努めることを規定しています。（法律では、努力義務規定。）

消費者に製品のエネルギー消費効率等の情報を提供するために、統一省エネラベルの表示制度があります。省エネラベルとは、家電製品の省エネ性能や目安となる消費電力量がひと目で分かるラベルです。

### 《統一省エネラベルの見方》

**新ラベル** 統一省エネラベルの例（テレビ）

**①多段階評価点**  
市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0～1.0までの41段階で表示（多段階評価点）。★（星マーク）は多段階評価点に応じて表しています。

星と多段階評価点の対応表	
★★★★★ 5.0	★★★☆☆ 2.5～2.9
★★★★☆ 4.5～4.9	★★☆☆☆ 2.0～2.4
★★★☆☆ 4.0～4.4	★☆☆☆☆ 1.5～1.9
★★★☆☆ 3.5～3.9	☆☆☆☆☆ 1.0～1.4
★★★☆☆ 3.0～3.4	

**②省エネルギーラベル**  
省エネ性マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率、目標年度を表示。

**③年間の目安電気料金**  
1年間使用した場合の経済性を、年間の目安電気料金で表示。

## 統一省エネラベルを発行するには？

省エネ型製品情報サイト（<http://seihinjyoho.go.jp/index.html>）から、機種ごとに統一省エネラベルをダウンロードし、印刷することができます。また、同サイトでは、製品の省エネ性能・電気使用料金（1年間の目安）等の検索ができます。

なお、省エネ情報が提供されていない製品（海外製品、型遅れの製品）については、ラベルの発行ができませんので、表示の義務はありません。購入者へは分かる範囲での説明をお願いします。

## 統一省エネラベルの表示方法は？

該当製品本体又はその近傍に貼付してください。ラベルを表示することで、市民や事業者の皆さんが省エネ型の家電製品を選びやすいようにします。



川越市環境部環境政策課 地球温暖化対策担当  
TEL 049-224-5866（直通） FAX 049-225-9800

令和4年8月1日発行

